

放送大学学園監事監査実施基準

平成15年11月4日
放送大学学園監事決定第2号

改正 平成17年4月1日、平成26年5月19日、
平成30年6月11日、令和元年5月20日
令和2年5月18日

第1 趣旨

この基準は、放送大学学園監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 監査計画

監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の対象部門等
- (4) 監査の実施期間
- (5) 監査の方法

第3 監査事項

監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の監査
 - ① 関係法令及び規則等の実施状況並びに内規等の整備状況
 - ② 大学の運営状況
 - ③ 放送の実施状況
 - ④ 組織運営状況
 - ⑤ 人事管理、サービス管理状況
- (2) 会計の監査
 - ① 決算の状況
 - ② 予算の執行及び資金運用の状況
 - ③ 収入、支出の状況
 - ④ 不動産の管理状況
 - ⑤ 機器、物品及び図書等の管理状況
 - ⑥ 役務の状況
 - ⑦ 契約の状況
 - ⑧ 旅費の支出状況
 - ⑨ 人件費の支給状況
- (3) 理事の業務執行状況の監査
 - ① 総務、財務、放送、情報及び学務に関する業務執行状況
 - ② その他必要と認められる事項

第4 監査の実施通知

監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部門の責任者に監査項目及び監査場所その他監査に必要な事項を通知するものとする。

第5 監査の手順等

監査手順は、おおむね次のとおりとし、悉皆監査を原則とするが、事項の性質により合理的な方法によって抽出して実施することができる。

- (1) 監査対象部門の長からの概況聴取
- (2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- (3) 帳簿その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の実査

(6) 監査終了後の講評

- 2 監事は、必要があると認めるときは、随時、資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り、既存資料の活用を図るように努めるものとする。
- 3 監事は、監査事項に応じ内部監査部門との連携により監査を実施するものとする。

第6 監査記録

監査の事務補助に従事した職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。

第7 監査報告書

監査報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他必要と認めた事項

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月19日)

この基準は、平成26年5月19日から施行する。

附 則 (平成30年6月11日)

この基準は、平成30年6月11日から施行する。

附 則 (令和元年5月20日)

この基準は、令和元年5月20日から施行する。

附 則 (令和2年5月18日)

この基準は、令和2年5月18日から施行する。